



府 食 第 149 号

平成30年3月13日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成30年3月7日付け厚生労働省発生食0307第10号により貴省から当委員会に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5の（2）及び6の（2）の検体に示す「カカオ豆及びコーヒード」の検体を改定すること。